

# 令和8年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練事業業務委託仕様書

## 1 業務

令和8年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練事業業務

## 2 目的

大規模災害時を想定した訓練施設の設営等について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施することを目的に業務委託を行うものである。

## 3 訓練の概要・日時・場所

別添「令和8年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練実施計画」（以下「実施計画」という。）のとおり

## 4 委託期間

契約日から令和9(2027)年3月12日(金)まで

## 5 施設設営開始可能日、設営期限及び撤去期限

(1) 施設設営開始可能日：令和8(2026)年10月1日(木)

(2) 施設設営期限：令和8(2026)年11月6日(金)

ただし、台風等の天候不良が見込まれる場合は適宜緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練栃木県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と調整すること

(3) 施設撤去期限：令和8(2026)年11月19日(木)

## 6 業務内容

(1) 令和8年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練第1会場黒羽刑務所跡地における訓練施設（訓練で使用する建物施設等）の設営に係る企画立案（訓練エリアごとの時間配分や要救助者の救出時間の算出等）及び訓練施設の図面作成等の作成支援

(2) 訓練施設の設営及び撤去（実施計画に記載する第1会場黒羽刑務所跡地に限る。）

(3) 本訓練に係る全ての案内看板の作成、設置及び撤去

(4) 各訓練会場におけるテント（30張）の設置及び撤去

(5) 訓練施設の訓練当日までの手直し及び維持管理・施設撤去までの安全管理等の措置

(6) 業務計画書、業務報告書の作成

(7) DVDの編集・作製（400セット）

(8) 訓練実施にあたり必要となる下記事項の企画立案並びに資料作成及び各業務の実施に要する見積の作成（8月末まで）

・第1会場黒羽刑務所跡地に係る訓練計画及び各訓練会場における広報用立看板類の全体配置計画

・必要な関連資機材リスト

(9) その他委員会と受託者にて合意した契約の範囲内で行える業務

(10) 上記に記載の数量及び内容は見込みのものであり、契約後事務局と調整し決定すること。

## 7 留意事項

本訓練は、他機関が実施する訓練と連携して実施する予定であり、別途発注業務と連携・調整しながら実施することが必要であるため、留意すること。

(1) 訓練適合性

ア 消防庁が示す重点推進事項に沿った訓練内容であり、実現可能な提案となっていること。

イ 実際に緊急消防援助隊等が行っている救助方法を考慮した訓練内容となっている

こと。

ウ 実際の消防活動に即した訓練が実施できるよう、被災現場に即した設定・構造の施設を設営すること。

エ 各種訓練において、ドローン、建物崩壊・土砂監視センサー等の最新の資機材を活用した企画を提案すること。

オ 第1会場黒羽刑務所跡地においては、訓練終了後、施設を撤去し、原状復旧を行うこと。

カ その他、別紙「訓練会場設営における留意事項」も参照すること。

#### (2) 安全性

ア ガラスの飛散防止などの安全措置を施すなど、安全面を考慮した施設の構造配置とすること。

イ 施設は、悪天候となることも想定した資機材・構造とすること。

ウ 施設は、ヘリコプターのダウンウォッシュの強風に耐える資機材・構造とすること。

エ 訓練施設設置後から撤去までの間、訓練施設に対する安全管理や維持管理等のために必要な措置をとること。

オ 来賓及び参観者等の安全確保について十分な対策をとること。

カ 不測の事態に対応できる人員・連絡体制を確保すること。

#### (3) 業務遂行能力

施設の設営・撤去及び維持管理・訓練全般の企画立案等に必要な人員が確保され、責任体制・連絡体制を明確にし、求めに応じて迅速かつ的確に対応できる体制を整えていること。

#### (4) その他

ア 業務内容の実施に要するすべての費用については、委託料に含むものとする。

イ DVD等の一切の成果物の著作権は、実行委員会に帰属する。

ウ 業務を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に管理できる責任者を置くこと。

エ 業務の進捗状況については、随時事務局に報告するとともに、指示を受けること。

オ 各訓練施設の設営完了後及び撤去完了後は速やかに事務局に報告し、検査を受けること。また、検査による指摘箇所は、直ちに修復等の措置をすること。

カ 施設の設営開始から原状復旧までの期間は、十分な安全管理のもと、業務を履行すること。

キ 当日の施設の維持管理等、訓練の運営に必要な人員を確保の上、当日職員の求めに応じて対応すること。

ク 本仕様書「6 業務内容」の(2)の業務については、第1会場黒羽刑務所跡地を対象とするものであり、その他会場については、必要に応じて関係機関及び関係業者と連携・調整を行うこと。

ケ 業務を遂行するにあたり不明な点及び仕様書に定めのない事項は、事務局と協議すること。